

令和3年9月1日

領事メール

【件名】【大使館からのお知らせ】オマーンにおける新型コロナウイルスの状況・対策（第109号：新型コロナウイルス対策高等委員会等による新たな措置）

【ポイント】

○新型コロナウイルス対策高等委員会は、（1）オマーン入国に際するワクチン接種義務づけの例外、（2）イラン及びイラクからのオマーン入国に際する施設隔離措置の継続、を発表しました。

○オマーン民間航空庁は、オマーン国内の空港への立ち入りはワクチン接種済みの者に限定するとの発表に関して、オマーンを出国する旅行者には適用されないと発表しました。

【本文】

1 8月31日、オマーン政府の新型コロナウイルス対策高等委員会は、8月19日及び26日に発表したオマーン入国にかかる措置に関して、オマーン入国にはワクチン接種を義務づけるとしたものの、次の者の入国は認めると決定、発表しました。

（1）オマーン国外に滞在中の、ワクチン未接種のオマーン国民及びその家族

（2）政府機関及び民間企業に勤務し有効な居住ビザを保有する外国人で、1回のみワクチンを接種している者及び1度もワクチンを接種していない者。

上記（1）及び（2）に該当する者は、オマーン入国前にPCR検査を実施し、入国後電信追跡ブレスレットを着用し、7日間の自宅待機（オマーン人）又は施設隔離（外国人）を経て8日目にあらためてPCR検査を受検する必要がある。

2 同日、同委員会は、イラン及びイラクからのオマーン入国に関して（オマーン人含む）、入国後の施設隔離措置を継続すると決定、発表しました。

3 同日、オマーン民間航空庁（CAA）は、9月1日以降オマーン国内の空港への立ち入りはワクチン接種済みの者に限定するとの発表に関して、オマーンを出国する旅行者には適用されないとし、旅行者に課される制約は渡航先が設定しているものに限ると発表しました。

4 8月29～9月1日のオマーン保健省の発表を取りまとめると、26日に149件、27日に96件、28日に105件、29日に107件、30日に61件、31日に93件の新規感染を記録し、31日までの累積感染症例数は302,393件（死亡件数は4,068件、治癒件数は292,038件、治癒率96.6%）、31日の入院件数は107件（新規13件、ICU52件）です。

5 オマーン空港のホームページにおいて、オマーン入国時の要件や手続き等が掲載されておりますので、以下リンクをご参照下さい。

<https://www.omanairports.co.om/news/en/update-on-travel-restrictions-related-to-covid-19/>

6 ご自身の健康とオマーン国内での感染拡大防止のため、不要不急な外出は避けて、外出時にはマスク着用を忘れずに（公共の場でのマスク不着用に対する罰金は100オマーン・リヤル）、十分な感染予防に引き続き努めてください。

（新型コロナウイルスの感染・疑いがある場合は、必ず当館までご一報ください。）

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

（問い合わせ先）

在オマーン日本国大使館領事班

－住所：Villa No.760、 Way No. 3011、 Jamiat Al-Duwal Al-Arabiya Street、
Shati Al-Qurum

－電話：（+968）24601028

－FAX：（+968）24698720

－ホームページ：https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>